

聖霊女子短期大学 障害のある学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害により特別な支援を必要とする者を受け入れ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、授業又は学生生活に制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を本学が認めた者をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害のある学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 学科長は、当該学科において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、学内において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援体制)

第6条 障害のある学生及び関係者と修学等に必要な支援に関する会議の場を設け、個別の支援計画を策定する。

2 障害のある学生が所属する学科（専攻）は、学内各部所と連携し、支援が円滑に行われるように努めるものとする。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、障害のある学生が所属する学科（専攻）が主たる責任を持って実施する。

2 前号の支援体制に基づく支援内容を障害のある学生及び関係者に通知する。

(事務)

第8条 障害のある学生に対する支援に関する事務は、事務局において処理する。

(守秘義務)

第9条 障害のある学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害のある学生支援に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び学科長が別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。